

令和6年（行ウ）第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件（第1事件）

第1事件原告 相原健吾 外165名

第1事件被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、
内閣府大臣官房長、内閣府日本学術会議事務局長）

令和6年（行ウ）第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件（第2事件）

第2事件原告 芦名定道 外5名

第2事件被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣情
報官、内閣府大臣官房長）

準備書面（7）

—被告準備書面（6）「第3」に対する反論—

2025年7月18日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

第1事件及び第2事件原告ら訴訟代理人

弁護士 福田

護



弁護士 三宅

弘



弁護士 米倉洋子

外8名



はじめに

本準備書面では、被告準備書面（6）「第3」に対する反論として、内閣府大臣官房長及び日本学術会議事務局長による一部不開示決定（本件処分7、8及び1

0) はいずれも違法であることを改めて主張する。

なお、同書面「第2」については、原告が5月16日付で提出した求釈明書に対する被告の回答を待って反論する予定である。

1 最高裁第3小法廷令和7年6月6日判決を踏まえて「おそれ」の存否を判断する必要があること

(1) 最高裁第3小法廷令和7年6月6日判決の判示内容

令和7年6月6日、消費者庁による「機能性表示食品に関する検証事業」の報告書（以下「本件報告書」という。）の行政文書開示請求に対する消費者庁長官の一部不開示処分が争われた事案において、最高裁第3小法廷が本件の審理判断を行う上で極めて重要な判断を行った。

同事案において国は、本件報告書の一部不開示部分を開示すれば、消費者庁の事後監視の実効性が損なわれるおそれがあるから情報公開法5条6号柱書き及び同号イ所定の不開示事由に該当する等と主張していた。そして原審の東京高等裁判所令和5年11月9日判決も、同部分に記録された検証の手法や基準、検証結果（データ）、考察内容、問題点等の情報については、①事業者において、事後監視の対象や検証機関による問題点の指摘の範囲等を推知することが可能となるから、事後監視や問題点の指摘等を免れることを容易にさせるおそれがあるほか、②検証機関による忌たんのない検討結果の指摘を困難にするおそれもあるから、不開示事由に該当すると判断した。

しかしながら最高裁第3小法廷令和7年6月6日判決（以下「最判令和7年6月6日」という。）は下記のように判示し、原判決を破棄した上、さらに審理を尽くさせるために東京地方裁判所に差し戻した。

記

まず①の「おそれ」については、原審が認定した「事実関係等のみから、本件各不開示箇所を開示することにより、消費者庁」が「い

かなる部分を中心に事後監視を行っているかが推知されるおそれがあるものと直ちにいうことはできない」し、「検証事業において用いられた上記の知見が、事業者においても通常知り得るような一般的なものである可能性は否定し難い」以上、「検証機関において、機能性関与成分の分析方法や機能性表示食品の表示内容につき、どのような場合に問題視したか等が事業者にも推知されたとしても、そのことによって、事業者において消費者庁の事後監視や検証機関による問題点の指摘を免れることを容易にさせるおそれがあるものと直ちにいうことはできない」と判示した。

次に②の「おそれ」については、①の不開示事由該当性を認定する根拠とした点以外には、「不開示箇所を開示することにより検証機関による忌たんのない検討結果の指摘を困難にするおそれがあるものといえる理由を示していない」とし、

「以上によれば、上記の諸点について認定説示することなく、本件各不開示箇所を開示することにより事業者において消費者庁の事後監視や検証機関による問題点の指摘を免れることを容易にさせるおそれがあるなどとして、本件各不開示箇所に記録された情報が情報公開法5条6号柱書き及び同号イ所定の不開示情報に該当するとして原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。」と判示したのである。

(2) 最判令和7年6月6日の射程は本件にも及ぶこと

被告は、本件処分7、本件処分8及び本件処分10について、いずれも情報公開法5条6号ニに該当すると主張しているが、情報公開法5条6号ニと、最判令和7年6月6日で問題となった同号イは、行政機関に共通に見られる事務事業情報であって、これを開示することにより、その適正な事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれが生ずる場合がある、と考えられる典型的な支障として列

挙げられたものであるという点で共通している。

さらに最判令和7年6月6日は、国が情報公開法5条6号イの立証責任を負っていることを前提に、国の主張立証及びこれに基づく下級審の審理が不十分であるにも関わらず不開示事由該当性を認定したことについて審理不尽があると判断したものである。そうすると、同様の判断枠組みに基づき判断されることになる本件においても、法的保護に値する蓋然性に当たるかについての審理を尽くしたとはいえない場合には、本件についても同様に、判決に影響を及ぼすことが明らかな審理不尽の違法が生じることになる。

このように、最判令和7年6月6日の射程は、本件にも当然に及ぶといえる。

(3) 宇賀裁判長補足意見について

また、宇賀裁判長は最判令和7年6月6日について、以下の補足意見を述べている。

記

「情報公開法5条6号イの「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されること、「おそれ」の判断について行政機関の長の裁量は認められず、また、この不開示情報該当性について、被告となる国が立証責任を負うこと、同号柱書きの「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「適正」の要件の判断に際して、開示のもたらす支障のみならず、開示のもたらす公益も比較衡量しなければならないことについては異論がない。」

宇賀裁判長が「異論がない」と明確に示しているように、最判令和7年6月

6日の法廷意見は、まさに上記のような情報公開法5条6号イの解釈を前提にして、原判決の審理不尽を認定しているといえる。

2 被告による情報公開法5条6号の定める「おそれ」の程度についての主張は、明らかに最判令和7年6月6日に反するものであること

(1) 被告は、「情報公開法5条6号の定める「おそれがある」という要件については、行政機関の長に要件裁量を付与したとまではいえないとしても、開示実施の任に当たる行政機関の長に一定の幅のある判断をさせることを許容している」（被告準備書面(6)・22ページ)、「情報公開訴訟においては、被告の主張に係る不開示情報を公にすることによりどのような支障が生ずるかについて、当該不開示決定に係る行政文書の具体的文言等が明らかにされることなく、そこにいかなる種類、性質の情報が記録されているかという一般的抽象的観点から主張立証がされ、かつ、裁判所もこれを経験則に基づき判断せざるを得ないのであって、情報公開訴訟において、ある情報を公にすることによりいかなる支障が生ずるかの判断は、当該情報が不特定多数の人、団体に取得され、利用されることを想定した一般的、抽象的判断とならざるを得ず、かつ、それをもって足りる」と繰り返し主張する(被告準備書面(6)・24ページ)すなわち被告は、国の主張立証も裁判所の判断も「一般的、抽象的な判断とならざるを得ない」し、それで足りると述べているのである。

(2) しかしながら、情報公開法5条6号ニの「おそれ」の内容は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」が生ずる確度も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されるのである。

そうである以上、被告の主張する主張立証の程度は、法が求める主張立証の程度に到底足りないことは明らかである。さらに言えば、国は国民に対する説明責任を負っており、その責務を果たす手段として情報公開法を制定した主体

でもある。それにもかかわらず、法の趣旨を顧みないばかりか、自らの責任を回避し、自己の正当性を主張するために詭弁を展開する姿勢は、法の制定目的を自己否定するに等しく、到底看過し得るものではない。

なお、被告は一方では「行政機関の長には要件裁量がない」と自認しているにも関わらず、他方では「法が一定の幅のある判断をさせることを許容している」と主張しているのであるが、これが全く論理的整合性の取れない主張であることを念の為指摘しておく。

- (3) このように、被告の主張は最判令和7年6月6日に明確に反するものである。そして、被告の主張が、このような誤った法の理解に基づくものである以上、被告の主張内容が、法が要求する程度の「おそれ」を基礎付けるに足りないことは言うまでもない。

3 本件処分7及び本件処分8の違法性

(1) 被告の主張

ア 不開示事由の存在について

被告は、本件情報Aが情報公開法5条6号ニに該当することについて、「推薦後の時点で『推薦された者の中からこの者を任命しないでほしい』という働き掛けが想定される一方で、将来そのような『働き掛け』が特定の官職にある者に対して行われ、これによって実質的な支障が生じる蓋然性が想定されないと断定できない」と主張する(被告準備書面(6)・23ページ、24ページ)。

イ 本件情報A及びBの一体性について

被告は、最高裁判所平成13年3月27日第三小法廷判決(民集55巻2号530ページ)を参照して、行政機関に対し、独立した一体的な情報一つの情報をさらに細分化して開示することは義務付けられていないと主張するとともに、「本件不開示部分1及び2は、いずれも、内閣府大臣官房長において、

当初、一体的な 1 個の不開示情報と判断して各原処分（各変更決定前の本件処分 7 及び 8）を行った部分のうち、「への説明資料」との記載を特に明示して、審査請求において部分開示が認められたにすぎないから、本件情報 A 及び B に細分化して開示することまで義務付けられているわけではない等と主張する（被告準備書面（6）・25 ページ、26 ページ）。

(2) 本件情報 A 及び B は区別可能な情報であること

ア 最高裁第 3 小法廷令和 7 年 6 月 3 日判決を踏まえた審理判断をする必要があること

最高裁判所第三小法廷令和 7 年 6 月 3 日判決（以下「最判令和 7 年 6 月 3 日」という。）は、警察庁が作成・保有する表形式の保有個人情報ファイル簿における不開示事由の存否が争いになった事案において、不開示情報が記載された部分について以下のように判示している。

記

「開示請求に係る行政文書は、不開示情報が記録されている場合を除き開示しなければならず（情報公開法 5 条）、その一部に不開示情報が記録されている場合であっても、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないものとされている（同法 6 条 1 項）。このように、情報公開法において、開示請求に係る行政文書に記録された情報は原則として公開されるべきものとされていることに照らせば、上記行政文書が表形式のものであるからといって、常に各欄ごとに不開示情報該当性についての判断をすれば足りるということとはできない。」

「本件各文書の「備考」欄には、様々な小項目が複数設けられているものがあり、別紙目録記載 2 及び 3 の部分にも、複数の小項目が設けられているものがあることがうかがわれる」のである

から、原審としては、「「備考」欄について一体的に本件各号情報が記録されているといえるか否か等について明らかにするよう求めた上で、合理的に区切られた範囲ごとに、本件各号情報該当性についての判断をすべきであった」、それにも関わらず、「原審は、上記の観点から審理を尽くすことなく、」「さらに細分化できないなどとして、それぞれ一体的に本件各号情報該当性についての判断をしたものであり、この原審の判断には、審理不尽の結果、判決に影響を及ぼすことが明らかな違法がある。」

このような最判令和7年6月3日の判示からすると、情報公開法6条1項の部分開示を行った場合の審理のあり方については、以下のように整理ができると解される。

- ① 情報公開法5条が原則開示と定めている当然の帰結として、処分庁が情報公開法6条1項に基づき行政文書の一定の部分が不開示とした場合、当該一定の部分（情報の単位）に「一体的に本件各号情報が記録されているといえる」ことについては、国側が主張立証責任を負っている。
- ② そして、一定の部分（情報の単位）は「合理的に区切られた範囲」である必要があるため、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。すなわち国側は、一定の部分（情報の単位）が「合理的に区切られた範囲」であること（「不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことが」できないこと）を、主張立証しなければならない。
- ③ 国側が②について主張立証しない場合には、裁判長による釈明権の行使を含めた適切な訴訟指揮が行われなければならない

い。

- ④ 国側が②について主張立証をしないことにより、②について明らかにならなかったにも関わらず、裁判所が判断を行った場合には、「合理的に区切られた範囲ごとに、本件各号情報該当性について」審理判断を行ったものとは言えないとして、審理不尽の違法が生じることになる。

最判令和7年6月3日は、行政文書の一部不開示決定における不開示部分の区切り方（情報単位）が問題となった事案であるところ、その考え方は、行政文書の一部不開示決定において不開示部分の区切り方（情報単位）が問題となっている本事案（本件処分7及び本件処分8）についても当然に当てはまる。

イ 被告の本件情報 A と本件情報 B が「独立した一体的な情報である」とする根拠は、最判令和7年6月3日が示す情報公開法6条1項の解釈を誤ったものであること

被告はこれまで、本件情報 A には「説明を受ける者を表す記載」があるが、本件情報 B には「説明を受ける者を表す記載」はないと述べるとともに（被告準備書面(3)・3ページ）、それでも「これらは一定のまとまりを持った独立した一体的な情報である」と（被告準備書面(3)・4ページ）と主張する。その根拠については、「部分開示を定める6条1項は」「1個の不開示情報のみが記載されている場合に、その一体的な1個の不開示情報のうちの一部を削除した残りの記述部分を開示することまでを義務付けた規定ではない」と主張する（被告準備書面(6)・24ページ）。

しかしながら、最判令和7年6月3日が判示するように、一定の部分（情報の単位）は「合理的に区切られた範囲」である必要があるから、「開示請求に係る行政文書は、不開示情報が記録されている場合を除き開示しなければならない（情報公開法5条）、その一部に不開示情報が記録されている場合

であっても、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」のである。

すなわち、情報公開法6条1項は、「1個の不開示情報のみが記載されている場合」には、「その一体的な1個の不開示情報のうちの一部を削除した残りの記述部分を開示すること」を義務付けているといえるから、被告の主張が、最判令和7年6月3日が示す情報公開法6条1項の解釈を誤ったものであることは明らかである。

そもそも、情報公開法が全部開示の原則を定めている以上、開示請求を受けた処分庁は本来、どの部分を開示すれば、開示による支障が生ずる「おそれ」があるか否かを判断すべきなのである。それにも関わらず、何をもって全体として一つのまとまりとするか、すなわちどの部分までを「一体」として不開示部分に含むことができるかを検討すること自体が、「開示による支障がない部分については最大限の開示を実現するという情報公開法に反する」（最判令和7年6月3日・宇賀裁判長意見15ページ）ものと言わざるを得ない。

ウ 被告は、本件情報Aと本件情報Bが一体として「合理的に区切られた範囲」であることについて何ら主張立証していないこと

そして被告は、被告準備書面(6)においても、どのような根拠で、本件情報Aと本件情報Bが一体として「合理的に区切られた範囲」であると言えるのかについて何ら主張も立証もしていない。

むしろ、被告が本件情報Aには「説明を受ける者を表す記載」があり、本件情報Bには「説明を受ける者を表す記載」はない（被告準備書面(3)・3ページ）と自認していることや、本件情報Aと本件情報Bとを区別して不開示事由該当性を主張していること（被告準備書面(6)・23ページ）からすれば、本件情報Aと本件情報Bには別の情報が記載されていることが認めら

れる。

したがって、本件情報 A と本件情報 B は、一体として「合理的に区切られた範囲」ということはできず、別個の情報単位であるから、被告はそれぞれについて不開示事由の存在を主張立証する必要がある。

- (3) 被告の主張する「おそれ」の内容は実質的なものであるとは言えず「おそれ」の発生の確度についても、法的保護に値する程度の蓋然性は認められないこと（最判令和7年6月6日が示した水準に足りないこと）

ア 本件情報 A について

被告は、本件情報 A について、推薦後の時点で「働きかけ」が行われないと断定できないとする具体的な事情（過去の事例等）の存在について、これまで一切主張していない。

また、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」が実質的に存在し、法的保護に値する程度の蓋然性が存在すると言えるためには、仮にそのような「働きかけ」があったとしても、かかる「働きかけ」に基づき現に任命拒否がされるという「働きかけ」の実効性もまた存在しなければならないはずである。しかしながら被告は、この点についてもこれまで何ら主張していない。

このように、被告は「おそれ」の実質的な内容も、その発生の確度について法的保護に値する程度の蓋然性があることも、何ら主張も立証もしていない。

イ 本件情報 B について

被告は、本件情報 B については、本件情報 A と一体であると述べるのみで、情報の性質すら明らかにしておらず、これを明らかにすることによってどのような「おそれ」が生じるのかについて、何ら主張も立証もしていない。

ウ 小括

以上のように、本件処分7及び8に係る第1事件不開示部分1①～2③についての被告の主張する「おそれ」の内容は抽象的なものにとどまり、実質的なものであるとは言えないし、「おそれ」の発生の確度についても、法的保護に値する程度の蓋然性は認められないのであって、最判令和7年6月6日が示した水準には全く不足していると言わざるを得ない。

したがって、本件処分7及び8に係る第1事件不開示部分1①～2③は情報公開法5条6号ニの定める不開示事由が存在するとはいえず、よって本件処分7及び8は違法である。

(4) 小括

したがって、裁判所においては、被告に対し、これ以上の追加の主張立証がないことを確認した上で、本件処分7及び8については、民事訴訟法243条2項ないし3項に基づき、速やかに処分を取り消した上、その開示を義務付ける終局判決をすべきである。

4 本件処分10の違法性

(1) 第1事件不開示部分3①・3②について

被告は、本件処分10に係る第1事件不開示部分3①・3②には、「説明を受けた者や、会員候補者の推薦に係る事務に関する事項が記載されている」とした上で、これを開示すると「公にしていない日本学術会議会員候補者の推薦に係る事務の内容に関する記述であって、説明を受けた者や、当該事務に関する事項を明らかにすれば、日本学術会議会員の候補者の推薦に際して、誰に対して、どのような資料を用いて説明を行ったかという人事の一連のプロセスや当該プロセス内での事務の内容が明らかになる。そうすると、今後の日本学術会議会員候補者の推薦や、それと同種の推薦（任命権者が内閣総理大臣である内閣府大臣官房の所管人事に係る推薦）等の手続を行う上で、特定の官職にある者に対して同様の説明を行うことや事務の内容が推測さ

れ、当該特定の官職にある者に対する様々な働き掛けを試みる者が、より効果的にこれらを行うことを可能とすることから、その公正・円滑な推薦行為の遂行に支障を生じるおそれがある。」として情報公開法5条6号ニの不開示理由があると述べるにとどまり（被告準備書面(1)・68ページ）、被告準備書面(6)では、原告の反論によって本件処分10に係る第1事件不開示部分3①・3②の適法性は左右されないと述べるばかりで、当該部分の不開示処分を適法とする新たな主張や立証は一切していない。

上述したように、情報公開法5条6号ニの「おそれ」の内容は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」が生ずる確度も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。

このような被告の主張が、法が求める「おそれ」の基準に足りず、最判令和7年6月6日が示した水準には全く不足していることもまた明らかであるから、本件処分10に係る第1事件不開示部分3①及び②には、情報公開法5条6号ニの定める不開示事由は存在しない。

(2) 第1事件不開示部分3③について

ア 被告の主張

被告は、被告準備書面(6)において、要旨、原告の反論は有効ではないと述べ、「第1事件不開示部分3③を開示すれば、情報公開法5条6号ニのおそれが生じる具体的理由については、被告準備書面(1)（69及び70ページ）に述べた通りである。」（被告準備書面(6)・28、29ページ）と繰り返すにとどまり、当該部分の不開示処分を適法とする新たな主張や立証は一切していない。

そこで、被告準備書面(1)（69及び70ページ）における被告の主張を改めて確認すると、以下のとおりの記載がある。

- ① 日本学術会議会員に任命された者であれ任命されなかった会員候補者であれ、氏名が公になることで、推薦の過程で何らか取り沙汰され

た者であると推察されるおそれが非常に高い。

- ② (また、) 今後の日本学術会議会員候補者及びそれと同種の推薦等の
手続を行う上で、同種の資料が作成された場合、同様に事後に開示請
求への対応等により氏名が公になる可能性が生じるが、氏名が公にな
った場合には、やはり推薦の過程で何らか取り沙汰された者と推察さ
れるおそれが非常に高く、日本学術会議会員に任命された者は取り沙
汰された理由を、任命されなかった日本学術会議会員候補者は任命さ
れなかった理由を種々類推されるなどし、非常に煩わされることが容
易に想像できるため、当該可能性があることを忌避して、候補者とな
ることを辞退する者が現れたり、候補者又はその他の者が候補者の情
報を日本学術会議へ提供することをちゅうちょしたりすることが予
想される。

イ 被告の主張する「おそれ」の内容は実質的なものであるとは言えず「おそ
れ」の発生の確度についても、法的保護に値する程度の蓋然性は認められな
いこと（最判令和7年6月6日が示した水準に足りないこと）

被告の主張は、一見すると2つの「おそれ」を主張しているように読める
が、①に記載した内容は②に吸収されるものと解されるから、結局被告の主
張は、②に集約される。

そして、②の被告の主張は、「同種の資料が作成された場合」という極めて
不確かな（生じるかもわからない）仮定的事情に依拠したものであるか
ら、「同種の資料が作成されなかった場合」には、続く主張はその前提を欠
くこととなり、したがって、その主張全体が成り立たないこととなる。すな
わち、被告の主張は、その基礎を仮定に置くものであり、当該仮定が現実
に存在しない場合には、論理的な根拠を欠くことになるのである。

被告は、第1事件不開示部分3③には、会員候補者の氏名及び肩書きが記
載されているというが、原告が準備書面(4)61頁で明らかにするよう求

めた事項にも被告は一切回答せず、そのような情報が記載された「同種の資料」が作成されるのはどのような場合であるのか、「同種の資料」はどのように使用されるものなのかといった一般的な基礎事情はもとより、今回はいかなる理由や経緯で甲 A 6 5 号証が作成されたのか、今後「同種の資料」が作成される可能性があるのか、過去に「同種の資料」が作成された場合があるのかといった「仮定的事情」が生じる可能性を支える具体的な事実関係についても、何も主張立証していない。

このように被告は、「同種の資料が作成された場合」が生じうるとする事情すら何ら主張立証しておらず、「同種の資料が作成された場合」という仮定が現実存在するとは言えないから、続く被告の主張は、全体として成り立たないこととなる。結局、被告の主張はその前提を欠く以上、「公正・円滑な推薦行為の遂行に支障を生じるおそれ」は皆無であり、その「おそれ」が生じる確度についても抽象的な可能性があるとすら言えない。

したがって、本件処分 1 0 に係る第 1 事件不開示部分 3 ③には、情報公開法 5 条 6 号ニの定める不開示事由が存在するとはいえない。

(3) 小括

このように、本件処分 1 0 に係る第 1 事件不開示部分 3 ①ないし③について、法が求める「おそれ」が存在しないことは明らかである。よって、本件処分 1 0 は違法である。

裁判所においては、被告に対し、これ以上の追加の主張立証がないことを確認した上で、本件処分 1 0 についても本件処分 7 及び 8 と同様に、民事訴訟法 2 4 3 条 2 項ないし 3 項に基づき、速やかに処分を取り消した上、その開示を義務付ける終局判決をすべきである。

以上